カコ ら意見を聴きまし 大規模小売店舗立地法 たの で、 (平成十年法律第九十 次の とお 公告 <u>一</u>号) その意見を縦覧に供 第八条第一 項の規定により天理市 します。

1)

平成二十七年十二月十一 日

奈良県 知 事 荒 井 正 吾

大規模小売店舗 \mathcal{O} 名称及び所在地

名称 (仮称) ド ン • キホ ーテ天理店

所在地 天理市田井庄町四七〇番一ほ か四筆

天理市か から聴取 した意見の 概要

まちづくり計画課

計画法、 関係各課と締結して 大規模小売店舗立地法等 いる本市開発指導要綱に基づく開発事前協議事項並び の関係法令を遵守すること。 都市

2 監理課

こと。 天理市 開発指導要綱第四条に基づき行 . つ た事 前 協議におけ る協議事項を遵守する

3 産業振 興課

大規模· 小売店舗立地法を遵守すること。

4 環境政策課

事業開始に伴い 騒音規制法、 振 動規制法による特定施設を設置する場合は、 三

十日前までに市環境政策課に届け出ること。

未然に防 また、 止し、 大気汚染、 並びに日照及び電波の障害を防止するため万全を期すること。 水質汚濁、 土壌汚染、 騒音、 振動、 地盤沈下、 悪臭等 の公害を

また、 廃棄物の処理については、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適

切に処理すること。

また、 深夜営業に 9 11 て、 奈良県生活環境保全条例 (深夜における騒音 \mathcal{O} 禁 <u>F</u>

の規制 (深夜騒音に係る規制基準) を厳守すること。

なお、 近隣 地域住民から苦情等の申し出があ った場合は、 速やかに万全の 対策を

講 ずるとともに誠意をも って解決すること。

5 地域安全課

哨 の交通整備員を配置 来店及び退店に つい ては左折 要所に立て看板を設置 Ι Ņ 左折 Õ U Ť での 来店、 交通安全対策、 退店を厳格に守 通行障害対策 り、 立

に万全を期すること。

また、 来店予想者数に見合う十分な駐車、 駐輪スペースを確保すること。

また、 近隣店舗及びマンショ ン等の駐車場を使わないようにすること。

こと。 なお、 二十四時間営業の為、 未成年者の教育上、 深夜の入店等について制限する

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

を除きます。 曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する祝日 平成二十七年十二月十一日から平成二十八年一月十二日まで。ただし、 日曜日、 土

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで